

玄海原子力発電所運転差止訴訟に係る答弁書の概要について

1 当社の主張骨子

玄海原子力発電所は、十分な調査及び検討により、地域特性を十分に把握したうえで、事故の発生及び事故による影響拡大を防止する設計としている。また、地震・津波については、最新の知見を踏まえた評価や対策を講じることにより安全性を確認している。

したがって、原告が主張する福島第一原子力発電所のような重大な事故が起こる具体的危険性はなく、本件請求については棄却されるべきである。

2 玄海原子力発電所の安全性

- ・ 玄海原子力発電所は、設置時に立地地点毎に異なる地震・津波等について十分な調査及び検討を行い、地域特性を十分把握した上で、想定される地震・津波に対して安全機能が保持できるよう設計している。また、運転開始後においても、新たな知見や技術等を踏まえ、再度十分な調査及び検討を行った上で耐震安全性を評価し、地震・津波に対し原子炉施設の安全性に問題のないことを確認している。
- ・ また、事故防止のための多重防護の考えを取入れた設計としており、異常の発生を未然に防止し、異常の拡大及び事故への進展を防止し、さらに放射性物質の放出を抑制する設計としている。
- ・ 更に、津波により、全交流電源、海水冷却機能、使用済燃料ピット冷却機能の全てが喪失したとしても、福島第一原子力発電所事故のような燃料損傷には至ることがないように、安全対策を講じた。
- ・ 玄海1号機の原子炉容器の中性子照射脆化についても、調査・把握した上で、適切に運転管理をしており、原子炉容器の健全性に問題のないことを確認している。
- ・ 以上のように、玄海原子力発電所では、十分な調査及び検討により発電所の地域特性を十分に把握したうえで設計や対策を行い、発電所の安全性を確認している。

以上